

消費者庁 照会専門員(一般職非常勤国家公務員)募集要項

1. 採用内容

職 名：消費者庁照会専門員（非常勤）

採用予定者数：1名

採用予定日：平成29年6月

2. 業務内容 国民や関係行政機関等からの問い合わせ等に関する業務補助

- ①国民、企業、関係行政機関等から寄せられる食品表示に関する法律（食品表示法、JAS法、食品衛生法、健康増進法）についての電話問い合わせ対応
- ②その他食品表示企画課長が必要と認める業務

3. 応募資格

以下の条件を満たす方。なお、年齢は不問とする。

- ・「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」「消費者生活コンサルタント」のいずれかの資格を有する者又はこれらと同等以上の専門的な知識を有する者で、かつ、国の機関・地方消費生活センター・企業の相談窓口等において勤務経験を有する者。（食品表示に関する法律の知識を有する者が望ましい。）

なお、以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者。
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない者。
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）。
 - ・禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者。
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

4. 提出書類（書類提出期限:平成29年5月31日(水)必着)

○ 履歴書1通（市販のもの）

カラー写真貼付。職務経歴書（期間、勤務先、職種、業務内容等を記載したもの）を添付のこと。

○ 応募資格を満たすことを証明できるものの写し1通（資格認定証等）

*応募書類は返却いたしません。

5. 書類送付先

郵送（封筒の表面に赤色で照会専門員応募書類在中）と記載のこと）にて、下記提出先に平成29年5月31日（水）必着で送付して下さい。

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館6階
消費者庁食品表示企画課庶務係 あて

*応募書類の提出に応じ、締切日以前であっても随時面接を行う場合があります

6. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：面接

※書類審査(1次選考)の後、面接(2次選考)を行なうこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。なお、6月9日(金)までに連絡がない場合は、書類審査不合格となります。

7. 勤務条件

勤務地：東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎4号館

勤務時間：1日7時間45分(9:30~12:00 及び13:00~18:15)

勤務日数：週3日以内(土・日・祝日及び年末年始は休み)

任期：平成30年3月末。勤務実績に応じて再採用あり。

給与等：日額14,400円(ただし、給与法が改正になった場合には変更する可能性があります。)

*通勤手当別途支給(1日上限2,619円(勤務日数に応じて支給))、超過勤務を命じた場合には超過勤務手当支給

*雇用保険加入(3日/週以上勤務の方に限る)

*健康保険、厚生年金は加入しない(勤務日数が保険加入の要件に満たないため)

*賞与・昇給なし

*年次休暇は6ヵ月経過後に付与(全勤務日の8割以上出勤した場合)

8. 問い合わせ先

(業務内容) 消費者庁食品表示企画課庶務係

電話 (03) 3507-8800 (内線2330)

(勤務条件) 消費者庁総務課人事係

電話 (03) 3507-9152